資料３：①気象予警報の運用変更に伴う動員体制等の見直し

動員体制及び会議の開催基準（自然災害他）

＊状況等に応じて、市長(本部長)が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">各部局対応フェーズ</td><td colspan="2">準警戒配備</td><td rowspan="2">警戒配備</td><td colspan="2">非常配備</td></tr>
<tr><td>フェーズ1</td><td>フェーズ２</td><td>Ａ号配備</td><td>Ｂ号配備</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">準警戒対応</td><td>警戒対応</td><td>準緊急事態対応</td><td>緊急事態対応</td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象となる事象</td><td>地　震</td><td>震度３</td><td colspan="3">震度４又は隣接市町※で震度４以上
※ 八尾市、大東市、四條畷市、生駒市、平群町、大阪市鶴見区、大阪市城東区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市平野区</td><td>震度４又は隣接市町で震度４以上を観測し、警戒対応の必要があるとき</td><td>震度５弱以上</td><td>震度６弱以上</td></tr>
<tr><td>風水害</td><td>災害発生のおそれがある気象情報が発表され、各部局において活動の必要があるとき</td><td>レベル３気象警報その他災害発生のおそれがある気象情報が発表され、情報収集及び警戒体制の強化が必要と認められるとき</td><td>レベル３気象警報が発表されており、災害発生のおそれが高まり、避難所開設その他の災害応急対策の準備が必要と認められるとき</td><td>台風の接近が間近に迫るなど警戒対応の必要があるとき
長期間のレベル３気象警報やレベル４土砂災害危険警報などの災害発生のおそれがある気象情報が発表され、警戒対応の必要があるとき</td><td>市長が必要と判断したとき</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>その他の災害</td><td colspan="2">即報基準※に至るおそれのある災害が発生したとき
※ 死傷者数、救出までの時間、林野火災などの場合は延焼面積、燃焼時間などの規準</td><td colspan="2">災害が拡大化、長期化するおそれがあり、警戒対応の必要があるとき</td><td>必要に応じて市長が招集</td><td>市長が必要と判断したとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">配備内容</td><td>各対応に応じられる体制</td><td>通信情報活動に応じられる体制</td><td>災害に対する現地調査活動・通信情報活動・避難者に対する避難所開設・要配慮者への対応・災害広報体制・災害対策本部事務局業務等</td><td>二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行なう体制</td><td>災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制</td><td>市が全力をあげて対応しなければならない非常事態に対応する体制</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">参集者</td><td rowspan="3">各部局※において対応
※ 主に消防局、上下水道局、土木部など市民の生活、生命、財産の安全・保全に関係ある部局</td><td rowspan="3">・危機管理監からあらかじめ指名された職員
・土木部長からあらかじめ指名された職員
・建築部長からあらかじめ指名された職員
・上下水道事業管理者からあらかじめ指名された職員</td><td>・危機管理監
・危機管理室、公民連携協働室、市民生活部、福祉部、生活支援部、健康部、都市計画室、交通戦略室、土木部、建築部、上下水道局（水道総務部、水道施設部、下水道部）、施設整備室、市長公室、企画財政部、行政管理部、出納室、議会事務局
上記の各部局室の長、総務担当課担当次長、総務担当課長
・広報課長
・開設する第１次避難所の施設管理者
・開設する第１次避難所の避難所配備職員や要配慮者調査員
・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員</td><td>・危機管理監及び危機管理室員
・各部次長級以上の職員
・総務担当課長
・広報課長
・開設する第１次避難所の施設管理者
・開設する第１次避難所の避難所配備職員や要配慮者調査員
・そのほか危機管理監が必要と認めた場合の担当職員</td><td>・危機管理監及び危機管理室員
・各課長級以上の職員
・開設する第１次避難所の施設管理者
・開設する第１次避難所の避難所配備職員や要配慮者調査員
・全職員の２分の１程度の職員</td><td rowspan="3">全職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">※参集困難に備え、あらかじめ代替職員を指名することができる</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">※各部局長は、災害対応等のために必要な職員の動員を求めることができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">会議の開催</td><td>動員配備調整会議</td><td>動員配備調整会議</td><td>動員配備調整会議</td><td>動員配備調整会議</td><td colspan="2">災害対策本部会議</td></tr>
<tr><td>必要により連絡会議</td><td>必要により連絡会議</td><td>必要により連絡会議</td><td>必要により連絡会議</td><td colspan="2">連絡会議</td></tr>
</table>

資料３：①気象予警報の運用変更に伴う動員体制等の見直し

避難情報の発令基準一覧

災害種別	対象河川	警戒レベル３　高齢者等避難		警戒レベル４　避難指示		警戒レベル５　緊急安全確保	
		発令基準	発令範囲・単位	発令基準	発令範囲・単位	発令基準	発令範囲・単位
洪水	第二寝屋川	・第二寝屋川の昭明橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.4mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・第二寝屋川の昭明橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.55mに到達した場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・第二寝屋川の昭明橋水位観測所の水位が堤防天端高（5.20m）に到達している蓋然性が高い場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合（水防管理者からの報告により把握できた場合）	決壊や越水・溢水が発生した地点から下流の浸水想定区域
	寝屋川	・寝屋川の住道水位観測所の水位が避難判断水位である4.4mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・寝屋川の住道水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.7mに到達した場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・寝屋川の住道水位観測所の水位が堤防天端高（7.30m）に到達している蓋然性が高い場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合（水防管理者からの報告により把握できた場合）	決壊や越水・溢水が発生した地点から下流の浸水想定区域
	恩智川	・恩智川の恩智川治水緑地水位観測所の水位が避難判断水位である7.2mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・恩智川の恩智川治水緑地水位観測所の水位が氾濫危険水位である7.35mに到達した場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	浸水想定における浸水深が50cm以上の地域	・恩智川の恩智川治水緑地水位観測所の水位が堤防天端高（8.30m）に到達している蓋然性が高い場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合（水防管理者からの報告により把握できた場合）	決壊や越水・溢水が発生した地点から下流の浸水想定区域
土砂災害		・レベル３土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（レベル２大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にレベル３土砂災害警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域	・レベル４土砂災害危険警報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域	・土砂災害の発生を確認した場合 ・レベル５土砂災害特別警報が発表された場合	市内の全土砂災害警戒区域を含む一定区域

資料３：②令和６年能登半島地震を受けた見直し

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

ア. 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、日本水道協会、大阪府、大阪広域水道企業団は情報共有及び支援体制の確立に努める。

イ. 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

２．井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

●資料1-22：給水施設の現況

●資料1- 9: あんしん給水栓設置箇所一覧及び位置図

令和8年1月1日より制度開始した
災害時協力井戸制度について追記

第５　資機材等の確保

(1) 応急給水用資機材の備蓄

給水タンク、給水容器、水質検査機器・試薬。市の応急給水用機器を資料に示す。

●資料1-23：応急給水用機器

(2) 生活関連器材

簡易トイレ、発電器、投光器、簡易風呂等

(3) その他

スコップ、のこぎり、ハンマー、バール、シート、ゴム・ビニール手袋、担架、車イス等

第６　災害時の廃棄物処理体制の確保

災害廃棄物の処理について、環境省の指針（平成26年3月環境省「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月改定)）に基づき、平成29年3月「大阪府災害廃棄物処理計画」(令和元年7月修正）及び本計画との整合性をとりながら、適正かつ円滑・迅速に処理を行うため、「東大阪市災害廃棄物処理計画」を策定した。

実行計画において、災害廃棄物の仮置場の確保や運用、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理、大阪府（府が締結する公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会）やエリア幹事市等への支援要請及び受援体制を含み、下記の事項にも留意して、災害時の廃棄物処理体制の確保に努める。

さらに、府と連携し、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関しても、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

１．ごみ収集処理体制

(1) あらかじめ市域の被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ、避難所ごみ、凝固剤で固めた排泄物等の適正、円滑・迅速な処理に関する体制を整備する。

(2) 焼却炉等の既存施設での災害廃棄物の処理を検討する。

(3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアル等を整備し、

資料３：②令和６年能登半島地震を受けた見直し

第２　食料・生活必需品の確保

市で備蓄する物資は、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（大阪府域救援物資対策協議会）」のほか、次に掲げる物資について、大阪府をはじめ防災関係機関と相互に協力して確保に努める。また、備蓄物資の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。さらに、民間事業者との災害協定締結などにより、災害時における多様な物資の調達体制の構築に努める。

１．重要品目の備蓄及び目標量

表記修正

市の重要物資の備蓄について、大阪府が実施した被害想定に基づき算出された目標量は次の表のとおりであり、計画的に備蓄を進める。目標量に至らない物資については、早期の充足に努める。

備蓄品目	数量	備蓄品目	数量
食糧（α化等）	166,630食	災害用トイレ（組立式）	975基
高齢者食	8,770食	災害用トイレ（洋式水洗組立式）	104基
粉ミルク 液体ミルク	22,230グラム 375リットル	凝固剤及び便袋（簡易トイレ用）	1,304,160個
哺乳瓶	1,092本	トイレットペーパー	365,415m
乳児・小児用おむつ	9,745枚	マスク	146，166枚
大人用おむつ	1,949枚	毛布	97,444枚
生理用品	9501枚		

２．避難所生活の向上のための備蓄及び目標量

大阪府備蓄方針における備蓄推奨項目についても計画的な備蓄を進める旨を追記

避難所生活の質の向上が災害関連死の削減につながることから関連物資備蓄の重要性が高まっている。生活の質の向上に資する物資に次に掲げる物資について、大阪府が実施した被害想定に基づき算出された目標量は次の表のとおりであり計画的に備蓄を進める。

備蓄品目	数	備蓄品目	数量
簡易ベッド	1,681基	ウェットティッシュ	4，873袋
簡易テント	1，681基	電灯類（ランタン）	104個
食器類（紙皿・紙コップ・割箸等）	4，873セット	ラップ類（30cm幅）	5，116m
口腔ケアセット	4，873セット	ブルーシート	3,086枚

資料３：③防災倉庫の供用開始に伴う修正

第１節　目　的

第２　防災の課題

本市の既往災害は、火災、豪雨による水害、風水害及び土砂災害が主要なものであった。しかし、生駒断層を直下に抱える本市は、阪神淡路大震災にみられるような直下型大規模地震による災害を想定しておかねばならない。また、平成２６年３月に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定された。

大規模地震が発生すると、人、建物及びライフライン等に甚大な被害が予想される。これは、地震の規模にもよるが、本市の特徴でもある密集した木造住宅地区の広がりと道路整備状況にも起因する。この解決のため、まず市民が震災に対する危機意識を持ち、充分な災害対応力を備えること、及び地震発生後、即時に災害対策活動を開始することができる体制を整備することが必要である。更に、これと併せ、災害対策活動及び市民の避難に充分に対応できる道路網の整備、災害拡大の原因である密集した住宅地の解消及び災害の拡大を防ぐために有効なオープンスペースの確保と保全並びに消防水利の確保等を長期的視点に立って、整備し続けていかなければならない。

本市では、平成３０年６月の「大阪府北部を震源とする地震」、７月の豪雨、９月に襲来した台風第２１号により被害が発生し、また、東海豪雨のように近年頻繁に発生する都市部の集中豪雨による都市型水害は、一度発生すればその被害は甚大であり、気象予警報等の情報収集伝達等、減災対策が重要である。

また、南海トラフ地震に関連する情報の市民への適切な提供、さらに、原子力災害については、市内の近畿大学原子力研究所の試験研究炉は極低出力（１W）であるものの、原子力防災体制が必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。大災害が発生した場合には、多くの避難者が想定され、食料品や生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠であり、第１次避難所として指定した施設整備とともに、物資配送センターの機能も兼ね備えた東大阪市防災倉庫の運用体制の整備を進める。

本市では、都市化の進展に伴う高層化、地下空間の増加、多様な産業形態による多種危険物の使用、石油類、ＬＰガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の変化が、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しており、地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえることが必要である。

【防災】災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。（災害対策基本法第２条第２号）

防災倉庫の整備を進める表記を削除し、運用体制の整備を進めていく表記へと改めた

資料３：③防災倉庫の供用開始に伴う修正

第８節　受援計画の整備

物資配送センターを東大阪アリーナから
東大阪市防災倉庫へ改めた

３．自発的支援の受入れについて

災害発生時には、様々な団体や個人によるボランティアが被災地入りすることが想定されることから、ボランティアの受入れや調整等を行うため、市社会福祉協議会は市との協議により、角田総合老人センターに「災害ボランティアセンター」を開設する。「災害ボランティアセンター」では、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、市社会福祉協議会は市との連携により、あらかじめボランティアの受入れ等にかかる具体のマニュアルを策定し、適切な受援体制を整備に努める。

４．救援物資の受入れについて

(1) 国及び大阪府のプッシュ型支援をはじめ、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部等からの救援物資の受入れを想定し、民間事業者との協働による施設・ノウハウの活用も視野に、具体の受入れ計画に基づく、適切な受援体制の整備に努める。

(2) 救援物資の受入拠点となる、物資配送センターは、東大阪市防災倉庫とし、被災状況に応じて、東大阪アリーナや東大阪市花園ラグビー場を想定する。

・５．受援体制の確立について

市は府等と協力し、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

・６．応援職員の環境整備・装備の充実

市は府等と協力し、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

ア　応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成・府との共有

イ　会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

ウ　テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

第９節　罹災証明書交付体制の整備

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、税務部、市民生活部

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、庁内連携を図り、「被災者生活再建支援システム」を活用し、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(1)家屋被害認定調査業務にあたっては、日頃からの市域家屋等の状況把握が非常に重要であり、 更には調査員としての育成に向けて、大阪府が実施する研修会への積極的な参加や専門的知識を習得する

資料３：③防災倉庫の供用開始に伴う修正

第８節　災害時の基本生活環境の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、都市魅力産業スポーツ部、福祉部、生活支援部、健康部、環境部、土木部、建築部、上下水道局、教育委員会事務局

大災害が発生した場合、多くの避難者が想定され、これを保護するために食料品、生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠である。このため、市は新物資システム（B-PLo）を活用し、これに対処するため備蓄、市民の協力、大阪府への要請、他市町村の相互応援等、物資の総合的な確保体制を確立するものとする。

第１　物資確保体制

広域交通及び市内交通に大きな被害が生じ、支援ルートが遮断されることに備えて、次のことを行う。

１．物資の確保

(1) 市民の防災意識の高揚に努め、災害時のための食料、生活必需品等の物資備蓄の必要性について、平常時より広報等による指導、啓発を行い、広域的な大規模災害による長期間に及ぶ物流の途絶を想定し、最低３日間から１週間分以上の備蓄を促進し、市民自身による災害時の自給化を図る。

(2) 市内外の業者に対し、食料、生活必需品等の速やかな確保と緊急手配による調達等にかかる災害時応援協定の締結に努めるとともに、定期的に災害時を想定した連絡先の確認や要請手続きの確認を行うなど、実効性の確保にも留意する。

(3) 大阪府外を含め、広域の市町村と物資の相互備蓄及び供給その他についての相互応援協定の締結に努めるものとする。

(4) 緊急時には、大阪府並びに物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁）または非常本部等へ要請を行い、大阪府による物資調達協力を得るほか、大阪府を通じて他府県も含めた広域の他市町村への協力要請を行う。

(5) 市は、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(6) 仮設トイレが設置するまでの間、避難者の生活に支障が生じることのないよう必要に応じ、簡易トイレ、組立式洋式トイレ等を速やかに利用できるよう努める。

２．補給ルートの確保

(1) 国、大阪府に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を要望する。

(2) 備蓄倉庫、避難所及び物資配送センターを含めた市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。

(3) 必要に応じ緊急輸送を行うため、災害時臨時ヘリポートと幹線道路のアクセス道路の整備を図る。

(4) 大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、都市計画道路等の整備を図る。

(5) 大阪府の中部物資拠点（八尾空港）から本市物資配送センター（東大阪市防災倉庫）への配送は、原則として、府道２号線（大阪中央環状線）のルートによる。ただし、被災状況に応じて、各関係機関との協議により変更される場合がある。

また、被災状況に応じて物資配送センターを東大阪アリーナとする場合の配送については、府道２号線（大

資料３：③防災倉庫の供用開始に伴う修正

(3) 定期的な流通在庫量の調査の実施

(4) 供給体制の整備

●資料1-18：備蓄物資一覧表

●資料1-19：備蓄物資の備蓄状況

●資料1-20：大阪府災害用備蓄物資一覧

第３　物資配送センター

１．方　針

大災害時に、多くの避難者が発生した場合は、避難所ごとに備蓄品、食料、生活必需品等の物資を蓄え、保管することは、多くの労力を要し管理も不充分となるため、物資配送センターを開設し、食料、生活必需品等の集中管理体制をとることとする。

２．開設予定場所

東大阪市防災倉庫を物資配送センターの予定場所とする。また、被災状況に応じ東大阪アリーナや東大阪市花園ラグビー場を物資配送センターの候補地として検討する。

なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて、民間事業者の管理する施設の活用も含め、他の場所を選定し、物資配送センターを開設する。

３．取扱物資

物資配送センターでの取扱品は、次のとおりとする。

(1) 食料、生活必需品、生活用資機材等の備蓄品

(2) 要配慮者に係る食料、生活必需品、生活用資機材等の備蓄品

(3) 大量一括購入した食料、生活必需品等

(4) 救援物資、義援物資

(5) その他

第４　給水体制の整備

１．給水体制の整備

大阪府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、発災後３日間は１日１人当たり３Ｌの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

ア．緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕の整備

イ．空気弁付き消火栓〔あんしん給水栓〕の整備

ウ．飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

エ．応急給水用資機材収納倉庫の建設

オ．応急給水用資機材の整備

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・空路による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) パック水・缶詰水の備蓄

資料３：③防災倉庫の供用開始に伴う修正

(3) 水道施設の損壊等により飲料水の供給が広範囲に不可能となった時は、関係機関、協定市町村、日本水道協会、大阪広域水道企業団及び大阪府等に応援を要請しその協力を得て、応急復旧を行うとともに事務局に報告する。

第５　物資配送センター

地震が発生し多くの避難者が発生した場合には、指定避難所ごとに備蓄品、食料、生活必需品等の物資を蓄え、これを保管することは、多くの労力を要し、管理も不充分となるため、物資配送センターを開設し、食料、生活必需品等の集中管理体制をとることとする。

１．開設予定場所

東大阪市防災倉庫を物資配送センターの予定場所とする。また、被災状況に応じ東大阪アリーナや東大阪市花園ラグビー場を物資配送センターの候補地として検討する。

なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて、民間事業者の管理する施設の活用も含め他の場所を選定し、物資配送センターを開設する。

２．取扱物資

物資配送センターでの取扱品は、次のとおりとする。

(1) 食料、生活必需品、生活用資器材等の備蓄品

(2) 高齢者、障害者等要配慮者に係る食料、生活必需品、生活用資器材等の備蓄品

(3) 大量一括購入した食料、生活必需品等

(4) 救援物資、義援物資

(5) その他

３．　物資配送センターの運営

(1) 指定避難所、その他の防災拠点及び緊急輸送路、不通箇所等交通情報を収集し、指定避難所等への物資搬送計画を作成する。

(2) 救援物資、調達物資等を受入れ、検収、在庫管理、仕分け等を行い、指定避難所等への搬送を行う。

(3) ボランティア等の協力を得て、品種別の仕分け等を行い、可能な限り早期に分配・搬送を行う。

(4) 搬送にあたっては、必要な車両を確保するとともに、バイクまたは自転車も活用する。

(5) 物資の管理・搬送等にあたっては、民間事業者のノウハウや能力等も活用しながら、迅速かつ効果な運営に努める。

４．配分についての留意事項

(1) 救援物資等は、原則として公平に配分する。

(2) 配分に当たっては、できるだけ早期にこれを行う。

(3) 数量不足や均質なものが必要量確保されない場合であっても早急に配分するものとし、（乳）幼児・子ども・高齢者・障害者等要配慮者、被害の著しい者等に優先して配分を行う。

資料３：④南海トラフ臨時情報への対応ガイドラインの改定に伴う修正

＊土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

(イ)　その他の特性に応じた呼びかけ内容)

□ため池 対象：住民、事業者等

内容：ため池の決壊による浸水想定を確認してください

□観光地 対象：観光客、事業者等

内容：避難経路の確認をしてください

□過疎地域 対象：住民、事業者等

内容：避難経路の確保をしてください

□密集市街地対象：住民、事業者等

内容：避難経路の確保、倒壊の危険性がある建物へ近づかないでください

ウ　要配慮者・外国人などに対する呼びかけ)

□避難行動要支援者等 内容：避難支援者との連絡先等の確認をしてください。モバイルバッテリーや非常用持ち出し袋の確認をしてください

□在留外国人および旅行者 手法：やさしい日本語による呼びかけ。多言語での情報発信化や、やさしい日本語による表記。

エ　呼びかけの頻度

在住者、滞在者へ漏れなく伝わるよう毎日２回以上

オ　ツール

ウェブサイト・SNSを基本とし、公用車・青パト等を活用

南海トラフ地震に備えて日頃から周知すべき内容が示されたことに伴う追加

(3) 日頃からの周知・広報の実施

ア　周知・広報すべき内容

①　南海トラフ地震の概要

・最大クラスの地震により想定される震度や津波高等

・最大クラスの地震により想定される被害（人的・物的被害等）

・地震発生度における迅速避難等の防災行動の徹底による減災効果等

②平時から実施すべき地震への備え

・自治体における地震への備え（避難施設や避難路の整備、ハザードマップの整備、避難所の整備等）

・住民における地震への備え（家具の固定、備蓄の準備・確認、避難経路や避難場所の確認等）

・事業者等における地震への備え（災害発生時の職員の役割分担や連絡手段の確認、什器の固定等）

③臨時情報の概要と情報発表時にとるべき防災対応

・情報を発表する目的や内容、伝達の手段や流れ等

・情報に関する留意事項（『南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン』（内閣府、令和7年

資料３：④南海トラフ臨時情報への対応ガイドラインの改定に伴う修正

８月）を参照）

・情報が発表された際にとるべき防災対応の基本的な考え方

・情報が発表された際にとるべき防災行動

・自治体における防災行動（関係機関や職員への正確かつ迅速な情報伝達等）

・住民における防災行動（揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際に、直ちに避難できる態勢の確保、身の安全を確保する備え等）

・事業者等における防災行動（従業員や施設利用者への正確かつ迅速な情報伝達等）

イ　周知・広報手段

・広報紙への掲載やチラシの折り込み

・市庁舎や集客施設等におけるポスター掲載

・情報に関するチラシやリーフレット、マンガ冊子等の配布

・ウェブサイトでの周知（内閣府や気象庁のウェブサイトへのリンクバナー等）

・X（旧Twitter）等のSNS

臨時情報の制度や発表時の防災対応については、要配慮者や外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、やさしい日本語や多言語化等による情報発信などについて、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意する。